

家族保全の研究 III

— 家族保全の初期局面についての試論 —

子ども家庭福祉研究部 澁谷昌史

研究要旨：家族保全の援助原則に関する試論である。親子分離のリスクを抱えた家族への援助は、中・長期的に展開され则认为られるが、本稿では、とくに援助の初期局面に焦点をあて、先行研究を整理した。その結果、援助原則には、以下の8項目が含まれるものと結論付けた；①子どもの福祉の守るというスタンスを保持すること、②虐待の告知を行うこと、③法的権威を活用すること、④所内連携を保つこと、⑤ネットワークを活用すること、⑥虐待が子どもに及ぼす影響を検討すること、⑦在宅支援で子どもの状態を見守れる状況を確保すること、⑧ソーシャルワークの価値・知識・スキルを活用すること。今後は、実態調査を行い、これら仮説について検証を行いたい。

キーワード：児童相談所、家族保全、初期対応

A Study on Family Preservation III A Tentative Assumption on the Initial Phase of the Helping

SHIBUYA, Masashi

Abstract: After the revision of the Child Welfare Law in 2004, the expectation of family preservation is increasing to child guidance centers. Author examines the helping principles child welfare workers in child guidance centers should follow in initial phase of the helping, through the literatures on social work practice with abusive families. Eight principles are identified; 1.keeping workers' interests in the condition of child, 2.giving families notice of workers' view that the way of child rearing by parents is child abuse, 3.giving families notice of workers' task authorized by laws, 4.maintaining collaborative efforts among staffs in child guidance centers, 5.making full use of a network for preventing child abuse in community, 6.exmaining the degree of negative effects caused by child abuse anticipated in near future on children, 7.securing a watching system on the safety of children in community, 8.put social work values, knowledge and skills to practical use.

Key Word: Child Guidance Center, Family Preservation, Initial Phase

I 研究目的

2004年に児童福祉法が改正された。それに伴い、子ども家庭福祉相談については、市町村に一義的な責任が課されるようになった。一方、児童相談所は、市町村に対する後方支援機能を有し、また立入調査等の法的権威をパターンリスティックに活用する高度専門機関として位置づけられることとなった。周知のように、この改正においては、子ども家庭福祉相談業務の児童相談所への一極集中が、市町村との役割分担において軽減されることが期待されている。このことを逆に考えてみれば、市町村で対応しきれない家族に対しては、児童相談所が中核的なサービス提供機関になるということである。ここから、本研究で展開してきた家族保全是、市町村関与を不可避とするものではあるが（また、場合によっては市町村が中心となることもあろうが）、高度専門機関としての児童相談所で展開されるものと想定しておくことができる。

ところが、「基本中の基本が押さえられていない」との有識者からのコメントを付されて、子ども虐待事件にかかる児童相談所の対応に批判的な報道がなされることがあるように、我が国における児童相談所による子ども虐待対応は、地域間の温度差が大きいといわねばならないようである⁽¹⁾。この問題を解消するためには、児童福祉司任用制度等さまざまなことを検討しなければならないが⁽²⁾、制度的発展と軌を一にして、方法論的スタンダードを実践現場レベルで浸透させていくこと（実践的発展）も欠かせない。本研究は、この実践的発展に寄与する目的でまとめたものである。

II 研究の視点

本研究は、これまでの筆者の研究成果を踏まえ、親子分離のリスクを抱えた虐待家族を保全するという視点から、その援助原則について、児童福祉司経験者による言説に拠りながら整理・分析するものである。ただし、家族保全のためには、中・長期的なスパンのもとで、児童相談所による集中的な家族保全から、NPOや市町村が用意する家族保全及び家族支援へと連続的に移行していく、家族中心ソーシャルワークが現実的には必要とされる⁽³⁾。そのため、包括的な家族保全研究を進めるためには、ケースマネジメントのあり方など、さまざまな調査研究を実施しなければならない。これは、現在の筆者の力量を大きく超えるものであるため、研究目的で述べたように、

児童相談所が中核となって援助を提供する場面に焦点を当てることとした。このことは、時間軸の観点からすれば、家族保全の初期局面に注目したものである。

このように、「家族保全」「初期局面」というふたつの視点を組み合わせた上で援助原則を試論的に提示し、一連の家族保全研究の到達点を示したものが本稿となる。

なお、昨年度までの研究から、家族保全及び関連概念について、以下のように定義する。

家族保全：親子分離のリスクを抱えている虐待家族のもとに子どもを留め置いたままで、子どものパーマネンシーを保障しようとする、子ども家庭福祉実践の理念及び方法。親子分離を必要とするほどの虐待がすでに発生している家族はサービス対象とはならないが、家族再統合⁽⁴⁾を具体的な目標としてサービスを受けている家族（一時保護を経て、あるいは繰り返しながら家族再統合を目指す家族も含む）、当該定義に準ずる性質を一定程度帯びていると考えられることから、家族保全の対象家族に該当する。

家族中心ソーシャルワーク：家族保全を含む、家族とのソーシャルワークの総称。家族保全の対象家族とともに活動する場合、一般的に、虐待が発生している場合には、虐待対応の権限とマンパワーをそろえる児童相談所が中心となり、短期集中的に親子分離も視野に入れた在宅支援がなされる。親子分離のリスクが低減された場合、ないし急速な状況悪化が考えにくい場合には、市町村が中心となり、中・長期的な在宅支援が展開される。親子分離のリスクがなくなれば、家族保全は終了し、家族支援の枠組みの中で家族中心ソーシャルワークが継続されるが、介入・保護と家族保全の境界線が実体として明確ではないように、家族保全と家族支援は連続的なものである。

III 研究結果

以下、家族保全の初期段階での留意点について、8項目にわけて述べる。その前に、これら8項目の意味するものを明確にするために、いくつかの留保をしておく。

ひとつは、以下に述べることは、これまで確立してきた虐待対応の一般的手続きに取って代わるものではないということである。すなわち、通告を受け、緊急性の確認や関係機関への連絡をし、その中で収集される情報から、いつ誰がどのような状態で虐待を引き起こしたのかを明確にするプロセスをないがしろにするものではない。

そうではなく、こうしたプロセスの中で、家族保全の対象となる家族が特定されてきたときの実践に比較的共通すると思われる一般原則を抽出することを念頭においている。したがって、この原則が個々のケースに応じてなされる判断に代替するものでないことはいうまでもない。実践そのものは、一般的な虐待対応上のルールあるいはソーシャルワークのセオリーを踏まえたうえで展開されるものであり、その実践のプロセスで以下に述べるような要素が組み込まれている、あるいはこれらが実践の構造を構築しているということが仮説的に考えられるということである。

また、家族保全は、一般的な援助実施体制の影響も強く受ける。たとえば、本論で述べる「ネットワークの活用」は、親子分離のリスクを抱えた家族の出現とともに確立される性質のものではない。そうではなく、常日頃のネットワーク活動に左右されると考えられる。その活動の確立の上で初めて、「ネットワークの活用」が実践場面に適用可能なものとなりうるものであって、そのような実施体制が未確立なところでは、「連携をとる必要性があるのだが、それをどうしたらいいかわからない」といった疑問を持つことになる。

こうして述べてくると、本稿で特定されている諸原則について、「家族保全に特有のものなのか」という疑問も持たれるかもしれない。ここで想起すべきは、本稿は、この特有性のみを厳格に追究するものではないということである。重要なのは、一般的手続きと重複するものであったとしても、これを、家族保全という文脈の中でロジカルに説明していくことであると考えている。

なお、図1は、本研究結果について、初期局面の援助手続きとして示したものである。

1. 子ども福祉を守るというスタンスを保持すること

子ども家庭福祉の歴史を顧みれば、児童保護から児童福祉へ、そして子ども家庭福祉へという大きな流れが確認できる。つまり、子どもの福祉あるいはウェルビーイングのためには、育ちの場となる家庭を視野に入れた支援が欠かせないのであり、そのためにサービス利用者となるものが、子どもから家族へと、意識的に拡大されてきたのであった。

しかし、この流れの中で、家族の意向と子どもの利益が対立する場合が問題とされるようになった。もっとも、子ども家庭福祉実践においては、子どものニーズと家族のニーズの双方を考慮して進められるべきものであること、そのための専門的力が欠かせないことは周知のことと思うが、親子分離を検討しなければならないほどの

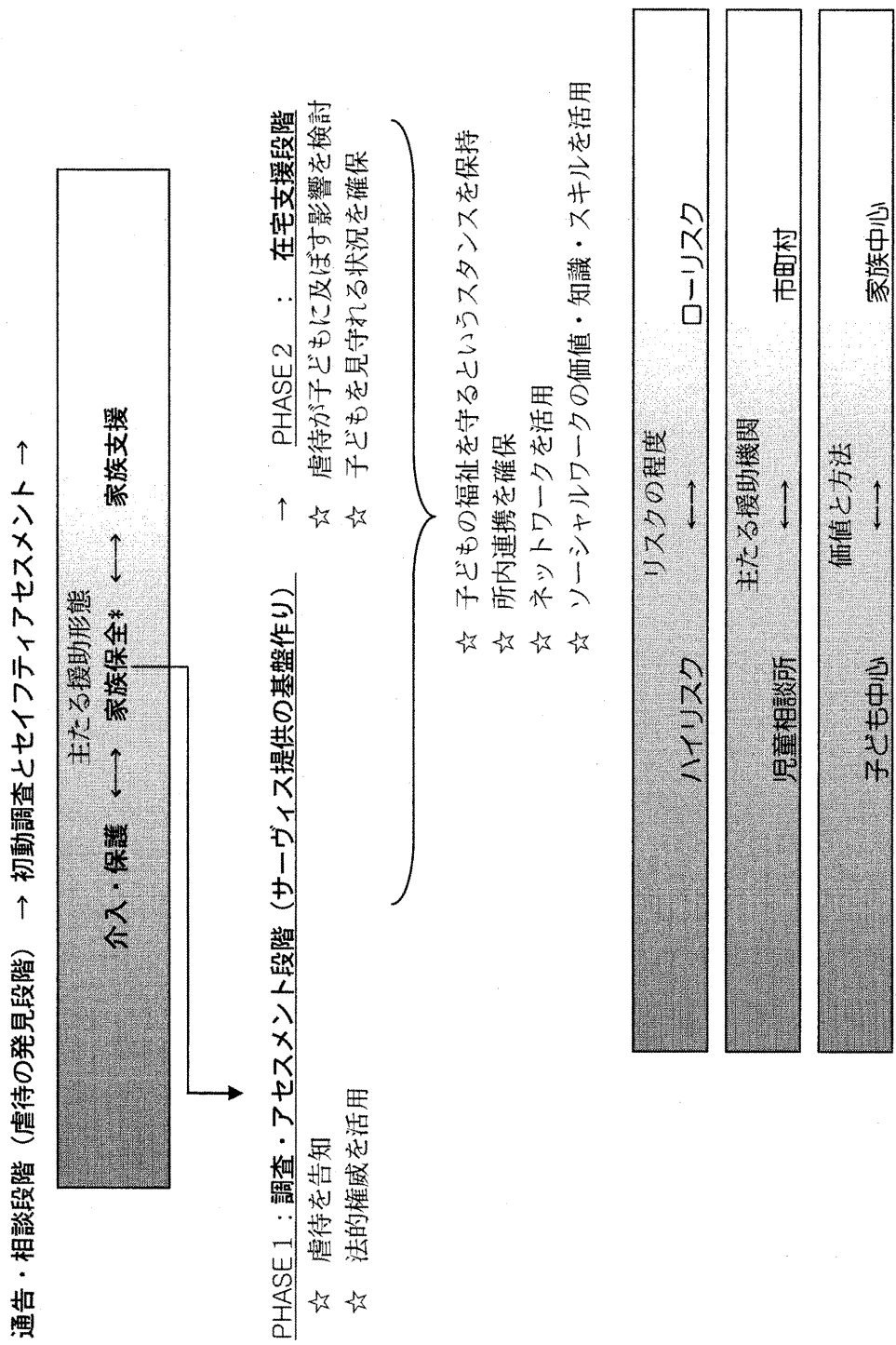
家族をめぐるのは、「家族が重要だからという理由で、子どもの基本的人権までも危機に晒すのか」という激しい論議を不可避免的に巻き起こすものと考えておかねばならない⁽⁵⁾。このことは、繰り返し確認しておくに値するものであろう。

もちろん、家族保全支持者が、子どもの人権をないがしろにしているという証左はない。むしろ、家族保全が子ども家庭福祉サービスの一部であるがゆえに、子どもの安全を含む基本的人権を尊重する言説が、家族保全支持者によって繰り返されてきている⁽⁶⁾。このことから、家族保全においても、まず抛るべきは、戸惑い、傷つき、ときには怒り狂う保護者ではなく、その保護者の不安定さの煽りを受けている子どもに焦点を当てていくことであろう。後述するように、子どもの福祉に重大な危害が確認あるいは予想されるようであれば、家族保全そのものが留保されることとなる。我が国の子ども虐待への介入・保護にかかる言説を見ても、「子ども虐待対応8カ条」⁽⁷⁾において「子どもの観察が第一」とされていることを、ここで思い出すべきである。

ただし、このスタンスが在宅支援及びそれへの移行期で展開される家族への援助で支障とならないようにすることも忘れてはならない。才村は、『『子どもの安全確保』を至上命題とする社会的要請に応えようとするあまり、必要以上に強権的に介入してはいないだろうか』⁽⁸⁾と、児童相談所の福祉警察化に対して強い危惧を示している。そして、アメリカ合衆国において、このような強権的対応に対する反省として家族保全が制度化されたことを芝野の論⁽⁹⁾を引きながら指摘しているが、この論旨が家族保全の文脈を表すものとなっている。換言すれば、子どもの福祉を軽視することは、いうまでもなく問題となるが、子どもの福祉を重視しすぎるあまり、安易に親子分離を実施することも問題となるということである。ここから、「子どもの福祉」を守りつつ、ときとしてそれとトレードオフの関係となる「家族の重要性」をも尊重していく援助（すなわち家族保全）を展開するためには、「子どもの福祉を守るというスタンスを保持すること」だけで充分とはいえず、ほかに考慮すべき事項のあることがうかがえよう。

2. 虐待を告知すること

相談場面においては、「問題」と一口でいっても、①クライアントが訴える諸問題、②ワーカーがアセスメントの中で解決すべきと判断した諸問題、そして③クライアントの定義する問題とワーカーの定義する問題の共通項という3つのターゲットが存在すると考えることがで



※ これらグラデュエーションは、「傾向としての比重」を示すものであり、実際には混在している。

図 1 : 家族保全サーヴィスの初期局面（試論）

きよう。そして、このようにターゲットについて整理をした場合、通常、クライアントとのラポール形成という初期段階における援助課題を達成すべく、第三の道である③を相談場面で話題として取り上げていくのが一般的ソーシャルワーク援助手続きのセオリーであろう。従来、児童相談所は、このようなラポール形成を重視した援助関係論に立脚して面接を行ってきた。虐待対応の初期局面においても、児童相談所側の見解を示すことがクライアントとの対立的な要素となるようであれば、それを回避してきたことが度々指摘されてきている⁽¹⁰⁾。

このような流れの中に身を置いてきた児童福祉司が、虐待ないし子育てのうまくいかなさを認めないクライアントと会った場合に、虐待以外のことを話題として取り上げたとしても不思議ではない。たとえば、ネグレクト傾向にある家族に対して、炊事洗濯などの家事に関する課題を家族の合意のもとで取り上げ、民生・児童委員などが家庭訪問して生活環境改善に向けた援助を実施するという選択肢をとることが考えられる。こうした援助は確かに有用であろうが、当該家族の抱える問題には、保護者が問題として認めていない、子育て能力にまつわるものが含まれることもあろう。このとき、当該家族には子育てにかかるリスクが常につきまとうものと考えなければならない。

ここで思い出すべきは、児童相談所が介入するということが、当該機関の性質上、子どもの福祉に関する何らかの危機的状況の発生を意味しているということである。そのため、その危機的状況が解決ないし緩和されなければ、児童相談所の介入が終わることはない。換言すれば、児童相談所が虐待を告知せず、子育て以外のことで援助を展開しても、その問題は終結に至ることはないということである。

また、最近では、このような機関の機能の観点からの理解に加えて、虐待問題については、その本質に膠着した行動・生活様式（あるいはアディクションとしての虐待行為）があるという理解をしておくべきであることが、複数の論者により認められている⁽¹¹⁾。膠着性を解決ないし緩和するためには、さまざまな援助方法があろうが、AAの12のステップで先駆的に示されているように、自らの依存行為を認めるようにしていくことが問題解決の鍵となることがある。「飲まない生活」を志向することがアルコール依存解決の第一歩となるように、「虐待しない生活」を意識化させることは、児童相談所とクライアント家族との目標共有を可能としていくのである。虐待の告知及び次に述べる法的権威の活用がクライアントの解決意欲を刺激するプロセスについては、明確に解明され

ているわけではない。しかし、経験的に有効性が指摘されつつある原則である。

なお、『子どもの虐待対応の手引き』⁽¹²⁾でも触れられているように、リスクの程度によっては、虐待の告知を行う必要はない、あるいは行わない方がよいことも考えられる。ただし、アセスメント結果に応じて対応の幅に一定の裁量を認めるにしても、親子分離が必要になるかもしれないほどのリスクが確認される場合には、インフォームド・コンセントという倫理的観点から見ても、今後の見通しと児童相談所の対応の根拠について伝えていくことが、原則論としては必要であると考えておくべきである。

3. 法的権威を活用すること

一時保護を経て家庭復帰に至るケースに関して、児童福祉司がどのような判断をしているのかについて調査した結果を参照すると⁽¹³⁾、「枠組みを作る」「話し合いのルールを示す」「児童相談所の優位性を活かす」といったことばで表現されながら、虐待ケースに触れる法的権威を家族に明示していくことが、何度も強調されていることがわかる。このことは、児童福祉司経験を基盤として、理論的指導者として機能している津崎や安部の論文を見ても、膠着状態にあるケースを大きく動かすものと認識されている⁽¹⁴⁾。

クライアントが援助場面に持ち込むコミュニケーションには、支配性や攻撃性、あるいは、ネグレクトケースにおいては、その裏返しともいえるアパシーという性質が見られる。こうした性質をコミュニケーションが帯びると、もはやそれは双方向的な意味でのコミュニケーションの体をなさず、「話にならない」と思えるような状況が創出される⁽¹⁵⁾。これは、虐待者が、「家族の恥ずべき秘密が漏洩し、露呈してしまい、そのことが自らの支配下において家族を維持することができなくなるので防衛し、外からの働きかけや介入を拒否する」⁽¹⁶⁾ものとも考えられるし、「自分のやり方や生活、行動を変えないというメッセージである」⁽¹⁷⁾と見なすこともできる。いずれにしても、こうした頑迷なコミュニケーション・パターンに対しては、受容・共感をベースとした対応では埒があかないばかりか、一般的なコミュニケーション・ルールのもとで援助を提供しようとする援助者をカオティックな状態へと巻き込んでいく。結果、面接等援助場面の構造化がなされず、不安や恐怖に対する反応とそれへの対応だけが渦巻いていく。

初期局面においては、援助を展開するために、このコミュニケーション・パターンの切断こそ求められる。こ

のコミュニケーションは、先述した虐待の告知と相俟って、家族への公権介入を認める児童福祉法等をバックボーンとした、社会契約的な意味合いを持つものとなる——「あなたと子どもにとって必要なことをしましょう。でも、そのためにお手伝いするためのルールを決めましょう。そのルールは、あなたが今の子育てのやり方について児童相談所と話し合いを続けていくということです。このルールが守られない場合には、法律に基づいて、家庭裁判所の判断を仰ぐこともありえますよ」という社会契約プロセスがここで展開されると考えられる。

このように、児童相談所の活動が体現している社会的なルールとその運用の仕方について明確に説明することによりコミュニケーション・パターンを変えることが重視されるため、ワーカー側の受容的・共感的なワンダウン・ポジションについては、「8. ソーシャルワークの価値・知識・スキルを活用すること」で述べるように、意図的に活用される場合もないわけではないが）クライアントの虐待的人間関係パターンを維持してしまう傾向を持つものとして捉えられる傾向にある⁽¹⁸⁾。

以上のことから、法的権威を示すことは、子ども虐待が人権侵害であること、そして児童相談所が子どもの心身ともに健やかな成長を守る権利擁護の機関であるという社会的・政治的正統性を背負っていることを示すものであるが、それと同時に、ブランド・チェンジ（計画的変革）を引き起こすための方策としてもきわめて大切なことと認識されているのである。

4. 所内連携を図ること

すでに常識的なこととなっていることであるが、子ども虐待ケースに対しては、複数対応そして組織的対応が欠かせない。家庭訪問においては、調査を的確に進めるため、あるいは保護者を不用意に傷つけたり、在宅支援への可能性を無闇に閉じてしまったりしないため、親担当と子ども担当にわかれることもあると聞く。

また、職権一時保護等の権威の活用が必要になる場合、警察署長への援助要請、関連機関との連絡調整、一時保護所や委託先、場合によっては措置先の確保が必要とされるし、児童福祉審議会や家庭裁判所等への書類作成が必要とされる。あるいは、引取を要求する保護者への対応も検討しておかなければならないだろう。これらをひとりのワーカーが行うことは現実的ではなく、所内で職種あるいは職階に応じた役割分担が必要となる。すなわち、複数担当を超えたチームアプローチが所内でとられていなければならない。

チームアプローチが所内でとられることにより、役割

分担の問題が解決されるだけでなく、児童相談所としての一貫した対応をクライアントや関連機関に示すことにもなる。虐待ケースの場合、担当が十分な引き継ぎなく替わったり、ほかの児童福祉司であれば要望が通りやすいということがあったりして、力関係の逆転を招く機会があれば、クライアントのネガティブな態度変容を招きかねないため、このような一貫性確保は重要な課題である。また、具体的に複数職員が直接対応する場面がなくとも、所内全員があるケースにおける動きや必要な態度を保持しておくことで、担当福祉司を支持するようなコミュニケーションが図られることも期待できる。

これら所内体制は多分にスーパーヴァイザー等のベテランワーカーを備えたマンパワー体制が求められると思われる。虐待対応は一樣ではなく、ケースバイケースで先々を見通し、限られたマンパワーを各業務に配分する力量がなければならないのである⁽¹⁹⁾。

5. ネットワークを活用すること

あらゆる子ども虐待に対応していく上で、地域のネットワークが必要なことも、すでに周知のものとなっている。ニーズが複雑に絡み合って発生する虐待にはさまざまな援助が必要であるし、とくに援助を受ける動機付けに欠ける家族と活動する場合には、安全確認等のための情報源を重層的に確保しておかなければならない。ひとりのワーカーが24時間対応で短期集中的に援助を展開する集中的家族保全プログラムが適わない我が国においては、このような児童相談所を超えた資源活用の方策が十分に図られなければならない⁽²⁰⁾。

しかし、実際に援助チームが機能しているかという点、市町村間の温度差は大きい⁽²¹⁾。ネットワークは、法定上、児童相談所が必ずしも形成するものではない。あくまでも主体となるのは、市町村ないし地域である。このネットワーク主体が形成されないと、虐待問題は児童相談所が対応すべき事項と観念されてしまい（「虐待ケースはすべて児童相談所に任せろ」という市町村の出現）、ことに親子分離のリスクを抱えた家族への援助にあたっては、「なぜ保護しないのか」と児童相談所が責められることになってしまうことがある。

家族保全を展開させるためには、このような状態を放置するわけにはいかない。子ども虐待に対する知識と経験の程度により、ケースの予後を見る能力に違いがあるのは仕方がないことであろうが、すべての市町村で主体的にネットワークの運用がなされなければならないことには変わりはない。

とはいえ、問題となるのは、そうした状況が形成され

るまでのことである。現実的には、市町村の児童相談所への依存を手がかりとして、ネットワーク形成のための援助を展開することが児童相談所に迫られていると見た方がよいのではなかろうか。

こうした前提に立ったとき、効果的实践に基づく市町村への権威（この場合は、法的権威ではなく、「市町村からの信頼」に基づくもの）を高めていくことが不可欠となる。たとえば、学校で抱えている困難事例に児童相談所がうまく対応すると、それを契機に児童相談所に期待の目が向いてくるということがある。具体的には、「確かに児童相談所の見立てたとおりの動きをする」「困ったときにはちゃんと対応してくれる」と学校に思わせることになるし、学校を有用な社会資源として開発・活用していくことにもつながるということである。このような経験的蓄積のもとで、児童相談所中心のネットワークから、市町村中心のネットワーク（「困ったときには児童相談所があるから、市町村で起きている問題には市町村で可能な限り対応していこう」という機運）が形成されてくることも実際にある⁽²²⁾。

以上のような理解をすれば、ネットワークの活用は、計画性を持った専門的な実践として理解しておくことができる。

6. 虐待が子どもに及ぼす影響を検討すること

児童相談所で取り扱う虐待ケースの多くは、施設入所措置とはならない。換言すれば、児童相談所は、比較的风险の低いケースから、親子分離のリスクを抱えたケースまで、さまざまなケースにおいて、家族とともに子どもの安全ないしそれ以上の権利保障を図っているということである。

この在宅での援助が可能かどうかの判断については、すでに次のようなことが公式に記されている⁽²³⁾；①虐待の危険度はそれほど高くない、②関係機関内で「在宅で援助していく」との共通認識がある、③家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる（少なくとも家庭内の情報がある程度得られる）、④子どもが学校や保育所、幼稚園などの所属集団へ毎日通っている、⑤保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生・児童委員（主任児童委員）、保健婦、家庭相談員、児童相談所職員等の、援助機関の訪問を受け入れる姿勢がある。

親子分離のリスクがあっても子どもを当該家庭に留めておくためには、これら項目を踏まえ、とくに安全性に焦点を当てた、総合的なアセスメントが不可欠となる。換言すれば、安全性が保たれないと判断するに合理的な根拠があるにも関わらず、子どもを家庭に留めておくこ

とは考えられないことといえる。このとき、アセスメントそのものをどのように進めるかは、本論では展開しきれものではない。ただし、アセスメントにより保護者の子育ての不適切性が、家族のストレングズ（子どもを含む家族メンバーを取り巻く環境的事項も含む）を鑑みても、子どもにさらなるダメージをもたらすということであれば、家族保全は保留されるべき事項となる。

7. 在宅支援で子どもの状態を見守れる状況の確保

前項と重なることであるが、虐待による子どもへのダメージが小さくて済むものであっても、それが児童相談所における援助の終結を意味するものではない。依然として親子分離のリスクが高いのであれば、在宅支援への資源投入は入念になされなければならない。

このとき、ネットワークを活用して、子どもの状態を見守れる体制を整えておくことが肝要である。児童相談所の定期的面接を受け入れる、保育所への通所を承諾させる、つどいの広場に通うことを条件付けるなど、その選択肢は、児童相談所による援助の枠組みを壊すものでなければ、家族との話し合いで決められる。このルールが破られるようであれば、児童相談所はすぐにネットワーク会議の招集を市町村に要請し、保護を検討する体制に入らなければならない⁽²⁴⁾。いずれにしても、家族保全においては、これまでに述べてきた諸原則を保持して、子どもの安全に関して毅然とした態度をもって在宅支援の枠組み形成を行わなければならないと考えられる。

8. ソーシャルワークの価値・知識・スキルを活用すること

対人援助の難しさは、原則を字義通りに適用するのではなく、基本的な対人援助スキルを用いて、より望ましい価値（家族保全）へと向けた「援助」を展開していくことにある。先行研究でも、このことは再三指摘されている。

たとえば、才村は、叱咤激励路線の延長線上に現れ始めている児童相談所の福祉警察化に警鐘を鳴らし、ソーシャルワーク実践機関としての児童相談所が求められていることを強調しているが、この主旨は、虐待者であったとしても、痛みや悲しみなどを抱えており、そこに寄り添う姿勢こそ重要であるとするものである⁽²⁵⁾。津崎も、「誤解してもらっては困るが、筆者はだから力で押さえ込めと言っているのではない。そうではなく、彼らの行動特性や背後にある心理メカニズムを十分にわきまえ、逸脱行動には断固とした壁と父性的な力強さを体感させることによって、習癖化した問題解決パターンに歯止め

をかけ、次のステップで、彼らがこれまで体験し、あるいは今もって背負っている苦労や悲しみに思いを馳せ、その気持ちを汲み取って、より現実にかなう行動を彼らが選択できることによって問題への適切な対処が取れるよう、励まし導くことが重要」⁽²⁶⁾と述べ、虐待行為の制止のみが児童福祉司の援助課題ではないことを記している。また、同様に虐待行為の制止を優先的に考えている安部も、「どのように対立していても、相談・援助者としては、相手の人格の尊重を怠ってはならない。ともすると援助者自身が感情的になり、怒りを相手に向けたり、イライラした対応になりがちだが、援助者としては、『このような感情的・攻撃的な行為に出るのは、何か背景があるからだろう』と思いながら話を聞くことで、怒りの感情は湧いてこず、落ち着いた会話が可能となる」⁽²⁷⁾と、相談援助のスタンスが求められることを訴えている。加えて、児童福祉司（経験者）を対象としたインタビュー調査結果を見ても、「苦労をわかってもらえたという感じが態度を変容させる」「押し付けない」「無理に選択させていないか気をつける」など、受容的ソーシャルワークに馴染みの深い表現が散見される⁽²⁸⁾。

このような考え方は、虐待行動についての専門的理解なくして生まれるものではない。津崎は、児童相談所に対する虐待者の非協力的姿勢に言及して、クライアントが自身の生育歴・生活歴の中で身につけた、クライアントなりのコーピング（処世術）を表現していると考えて対処すべきとの主張をしている；「考えてみれば、虐待の加害者としての彼らは、多くの場合子ども時代には一方的な加害者や威圧の被害者であったことが少なくない。彼らは力で押さえ込まれ続けてきた結果力関係には極めて敏感で、今まで自分が体験してきた行動を立場を変えて逆転再現しているともみなすことができる。彼らは力の強弱で対人関係をするどく見抜いて計量し、自らのとるべき態度や行動を決定しているのである」⁽²⁹⁾。安部も、攻撃的な保護者について、「このような態度は、その人が過去に同じような対応を受け続けてきた結果であり、援助者が抱く無力感や怒りは、その保護者自身が長年持ち続けてきた感情である」⁽³⁰⁾と、やはり津崎と同様、生育歴的な理解を進めている。こうして見ると、専門的理解（知識）と連動してスキル活用が図られていることがわかるであろう。

また、基本的な面接スキルを用いて話し合いをしていく中で、子ども側の要因や環境的要因などのハイリスク要因に対する社会サービスの反応の仕方にこそ変化の対象が向けられなければならないことが明らかになる場合もある。西原は、自身で扱った父子家庭における虐待

ケースから、「父親一人で養育する苦労は無視され父子家庭で生活する子どもへの同情にばかり周囲の意識が集中していると父親が感じとった結果」として、虐待者である父親による敵対的な態度を理解したところ、状況が好転したことを述べ、ワンダウン・ポジションの有効性について論じている⁽³¹⁾。これなどはまさに、「環境の中の人」というソーシャルワークの伝統的な視点を保持した上での援助といえるし、社会的マイノリティ特性を有していることが多い虐待者の基本的人権をも尊重し、援助を展開していくことは、ソーシャルワークの価値そのものであるといえる。

以上のような指摘から、虐待者の基本的人権侵害状況、あるいはそこまでいわずとも、虐待者の苦労や痛みなどに触れていくための専門価値と面接スキル、そしてそこで得られた情報を総合的に把握し、虐待が発生・維持されるメカニズムの理解へとつなげていく専門知識を、これまでに述べてきた諸原則と切り離して放棄してしまうことは、高度に専門的な実践の阻害要因ともなってしまうかねないと考えられる。迫力だけの面接でクライアント家族を萎縮させたり、その反対に逆上させたりすることは、この人権回復と一致するものではない。児童相談所が培ってきた受容的ソーシャルワークは、無条件に傾倒すべきものではないが、虐待ケースへの介入において、依然として価値あるものであるといっていよう。

IV 考察

以上のことから、家族保全の対象となる家族への援助開始時にあたって、児童相談所は法律に拠りつつ、援助の枠組みを形成していく役割があるといえる。そのとき、虐待の告知や法的権威の活用を、子どもの福祉のため、虐待者の受容という援助原則よりも優先して行っていくことも明らかとなった。ただし、それは児童相談所の臨床機能を軽視するものであってはならず、高度に専門的なトレーニングを要するものであることも確認した通りである。このことは、虐待ケースに限らず、児童相談所におけるソーシャルワークの特質としても理解しておかなければならないだろう⁽³²⁾。

また、短期で解決できない部分は、中・長期的に地域での支援を考えていく。すなわち、伝統的ケースワークに加えて、クライアントとその社会環境全域の双方を視野に入れたソーシャルワークが求められる。ケースマネジメントやネットワーキングなどの比較的近年の方法論を活用することが求められるし、そうした活動がうまくいくことの前提としてのコミュニティとの継続的なネッ

トワーク構築活動もできなければならない。

以上が、我が国における、家族保全の初期局面において理解しておくべき事項であるが、家族保全研究には、いくつかの課題が残されていることに気付く。

まず、本論で引用した先行研究の多くが、「親子分離のリスクの程度」ではなく、「援助に対する動機付けの欠如」を扱っていたことを指摘できる。津崎や安部の論稿については引用したとおりであるし、西原も、親の援助に対する態度に関するアセスメントが初期介入時にはとくに必要であるとし、児童相談所における虐待家族への援助においては、「相談意欲が高く、緊急も低い」という領域を拡大していく援助が問われなければならないとしている³³⁾。また、野坂も、虐待ケースを扱ったものではないが、児童相談所におけるインテークの分析にあたって、自発的相談かどうかで援助のあり様が変わるという前提に立っており、「親子分離のリスクの程度」にはあまり焦点が当てられていない³⁴⁾。筆者が参画した、児童福祉司の虐待対応における認知の仕方を探るインタビュー調査では、「家族特性」「虐待者と児童相談所との関係性」「虐待者の精神保健」「利用可能な社会資源」「家族の復元力」という5つの要因を検討して、エキスパートはとるべき援助行動を決定しているという仮説を用いている³⁵⁾。これに基づいて考えれば、「虐待者と児童相談所との関係性」が、我が国の児童相談所による虐待家族への援助研究では優先的になされているものと整理できる。

このことは、家族保全研究を進める上で、さまざまなことを示唆している。

ひとつは、強権的対応への反省という文脈の中で家族保全運動が出てきた北米と異なり、我が国ではまだ受動的ソーシャルワークを手放せないまま、虐待者に振り回されて疲弊している児童相談所が少なからずあるということを示唆している。もちろん、児童相談所の福祉警察化が懸念されるようにはなっているものの、そのことの弊害がマスコミを通して報道されたり、「無実の親」から裁判を起こされることが頻繁になったり、あるいは「無実の親」が運動体を作ったりするところまではいっていない。このことが、「今まで親子分離をしてきたケースを再検討して、親子分離を回避できるケースがないか精査し、援助を考えていこう」というメッセージを持つ「家族保全」よりも、「話し合いができる状態まで持っていくことを考えよう」というところへと研究の視点を向けさせる一因となっていると推測される。

それから、2点目として、「親子分離のリスクあり」と一言で括することは、理論上は可能であるが、「なぜリスクありと判断されるのかによって、対応が変わってくる」

ことが示唆されているともいえよう。確かに、援助の動機付けがあれば、親子分離のリスクがあるという理由だけで、本論の2番目あるいは3番目にあげた社会契約的原則を厳格に適用することには慎重になるだろう。その原則適用のあり方をケースに応じて決めるためにも、援助対象者であり、かつ重要な情報提供源ともなる保護者との関係をリスクアセスメントできっちりと把握しておくことが欠かせないという認識が出てくるのは合理性あるものといえる。

このように、リスクを検討することの難しさは、リスクの相互作用は個別的なものであり、その相互作用の特徴によって対応が変わる、換言すれば原則を抽出しても、それらをどの程度の強度を持って実践するかまでは一概にいえないところにある。

ただし、このことは、実践研究においては不可避なものと考えておくよりほかにないと思われる。たとえば、援助への動機付けを重視するにしても、離別した夫なり妻、あるいは子どもの祖父・祖母の協力の有無によって、児童福祉司のエネルギーの振り分け方や、虐待者への説得の仕方なども変わってくるであろう。

重要なのは、児童相談所にとっては援助への動機付けがとくに重要なアセスメント項目になるということを理解しつつ、児童福祉司が適用することの多い行動ルールについて、ロジカルに説明し、それを我が国の児童相談所の共有財産としていくことにある。このことを明示していかなければ、「児童相談所は事実と法律を照応して行動していればよく、行政職でも対応可能だ」という安易な判断を招きかねない。したがって、措置機能と臨床機能を児童相談所という単一機関がいかに発揮していくかについては、家族保全研究を進める中でも、より丁寧に扱われるべき事項と考えられる。

また、本論中においても指摘したように、家族保全はソーシャルワーク実践でなければならない。しかし、「リスク」概念そのものが、医学モデルに立脚したものであるという指摘もあり、家族保全や家族中心ソーシャルワークがエコロジカルな視点に基づいて構築されたものであることを考えると³⁶⁾、このあたりの理論的整合性も検討しなければならないといえよう。ストレングズやエンパワメントの考え方が、実際の児童相談所実務にはそぐわないという意見も耳にすることがあり³⁷⁾、実践現場に適用可能な理論形成を目指す場合に大きな課題となることが考えられる。

加えて、家族中心ソーシャルワークが、市町村域の中・長期的な援助を視野に入れるものであることから、今後は、ケースマネジメントのあり方も詰めなければな

らない。本論で述べたように、ネットワーキングのプロセスにおいては、資源開発機能が発揮されることが期待される。また、ネットワーク研究を進めている山野によれば、ネットワーキングにおいて当事者性を高めるプロセスがあるとされる³⁸⁾。このことは社会資源が不足しがちな我が国の子ども家庭福祉実践においては、きわめて重要なことであるといつてよい。しかし、関係者に与えるストレスが強く、この当事者性が形成されにくいことが想定される親子分離のリスクを抱えた家族について、どのようにそのプロセスが可能になるのか、児童相談所の役割も含めて検討することが必要であろう。

V 結語

本年度の研究は、筆者のこれまでの研究成果の到達点を示すものである。子ども家庭福祉実践に限らず、我が国のソーシャルワーク研究は、その科学化において遅れているといわれており、本論で扱ってきた実践の言語化は、ソーシャルワーク研究の推進のためにも重要なことと考えられる。とくに、分権化・規制緩和という現在の政治的動向の中では、安易に児童相談所の専門性が切り崩されることを回避し、児童福祉司の養成を強化するというプラグマティックな目的にも資するものといえる。

しかし、最初に述べたように、本稿は試論的な域を超えるものではない。実態調査を通して、修正が加えられていくものであることを付記する。

謝辞：筆者が分担研究者として参画した「児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究」(平成16年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究」(主任研究者・高橋重宏))で実施したインタビュー調査から多くの着想を得て、本研究における8原則の特定はなされている。インタビュー調査に応じていただいた方々、また研究会において助言をいただいた研究協力者の方々に、この場を借りてお礼申し上げる。

【注】

- (1) 朝日新聞、2004年10月13日朝刊。
 澁谷昌史ほか「虐待対応施策及び社会的養護のあり方について」、平成16年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「子ども家庭サービス供給体制のあり方に関する総合的研究」(主任研究者・柏女霊峰)所収分担研究報告書、pp.10-38、2005年。
- (2) 児童福祉司の専門性にかかる現状と課題に関しては、以下の論文において整理している；澁谷昌史「子ども虐待対応ワーカーの研修のあり方に関する研究」、『子ども家庭福祉学』第4号、pp.1-10、2004年。
- (3) 澁谷昌史、奥田かおり「家族保全の研究Ⅱ—家族保全サービスの現状と課題—」、『日本子ども家庭総合研究所紀要第40集』、pp.209-216、2004年。
- (4) 我が国においては、「家族再統合」の定まった定義はまだない。ここでいう「家族再統合」とは、物理的に子どもが源家族ないしそれに代わる家族(養子縁組家族など)と生活の場を同じくすることとする。
- (5) 澁谷昌史「家族保全の研究Ⅰ—文献研究を通じた家族保全概念の考察—」、『日本子ども家庭総合研究所紀要第39集』、pp.283-289、2003年。
- (6) 澁谷昌史、同上。
- (7) 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所編『厚生省子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』有斐閣、2001年、p.311。
- (8) 才村純「児童虐待対策の到達点と課題」、『母子保健情報』50号、pp.15-26、2005年、p.20。
- (9) 芝野松次郎「子ども虐待の社会的認知と防止への取組み」、芝野松次郎編『子ども虐待ケース・マネジメント・マニュアル』有斐閣、pp.9-23、2001年。
- (10) たとえば、以下の文献を参照のこと；平成16年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業」(主任研究者・才村純)、2005年。
 津崎哲郎「新たな理念としての父性的ソーシャルワーク」、『月刊少年育成』564号、pp.37-43、2003年。
- (11) たとえば、以下の文献を参照のこと；平成16年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業」(主任研究者・才村純)、前掲。
 安部隆計彦「子ども相談・虐待援助者の現状」、『教育と医学』52巻10号、pp.52-59、2004年。
 澁谷昌史ほか「児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究」、平成16年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究」(主任研究者・高橋重宏)所収分担研究報告書、pp.82-130、2005年。
 津崎哲郎、「新たな理念としての父性的ソーシャルワーク」、『月刊少年育成』564号、pp.37-43、2003年。
 服部弘昭、安部隆計彦「虐待調査の留意点」、安部隆計彦ほか編著『子ども虐待法律問題Q&A』第一法規、pp.77-79、2005年。
- (12) 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所編、前掲。
- (13) 澁谷昌史ほか「児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究」、前掲。
- (14) 津崎は、児童福祉司が父性的な壁として虐待者に機能することを主張し(津崎哲郎「新たな理念としての父性的ソーシャルワーク」、前掲)、安部は、「保護者の気持ちの理解や変化よりも先

- に、『現実的に虐待を止める。虐待が起らない状況を作る』ことが大切である」と述べながら、法的権威を活用することの有効性を指摘している（安部計彦『子ども相談・虐待援助者の現状』、前掲、p. 56）。
- (15) 平成 16 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業』（主任研究者・才村純）、前掲。
澁谷昌史ほか『児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究』、前掲。
- (16) 平成 16 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業』（主任研究者・才村純）、前掲、p. 22。
- (17) 平成 16 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業』（主任研究者・才村純、同上、p. 28）。
- (18) たとえば、以下の文献を参照のこと；平成 16 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業』（主任研究者・才村純）、前掲。
安倍計彦、前掲。
津崎哲郎、前掲。
澁谷昌史ほか『児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究』、前掲。
- (19) 平成 16 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業』（主任研究者・才村純）、前掲。
- (20) 澁谷昌史ほか『児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究』、前掲。
- (21) 厚生労働省『児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置状況調査の結果について（平成 16 年 6 月調査）』、2004 年。
澁谷昌史ほか『虐待対応施策及び社会的養護のあり方について』、前掲。
- (22) たとえば、筆者が才村らと担当した、大阪府泉大津市へのヒアリング調査では、児童相談所への厚い信頼のもとにネットワークを機能させていることがうかがえた；才村純ほか『市町村における子ども家庭サービス実施体制のあり方に関する研究』、平成 16 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）『児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究』（主任研究者・高橋重宏）所収分担研究報告書、pp. 7-80、2005 年。
- (23) 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所編、前掲、p. 145。
- (24) 澁谷昌史ほか『児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究』、前掲。
- (25) 才村純、前掲。
- (26) 津崎哲郎、前掲、p. 43。
- (27) 安部計彦、前掲、p. 58。
- (28) 澁谷昌史ほか『児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究』、前掲。
- (29) 津崎哲郎、前掲、pp. 42-43。
- (30) 安部計彦、前掲、p. 54。
- (31) 西原尚之『児童虐待をともしなう家族への在宅援助アプローチ—児童相談所が援助に拒否的な親と協働するための戦略について—』、『社会福祉実践理論研究』第 11 号、pp. 49-60、2002 年、p. 54。
- (32) 野坂聡『児童相談所インテーク面接に関する一考察』、『子ども家庭福祉学』第 2 号、pp. 21-30、2002 年。
- (33) 西原尚之、前掲。
- (34) 野坂聡、前掲。
- (35) 澁谷昌史ほか『児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究』、前掲。
- (36) 澁谷昌史『家族保全の研究 I——文献研究を通じた家族保全概念の考察——』、前掲。
- (37) 医学モデルからの脱却をテーゼとして有している文献のうち、我が国で紹介され、また子ども家庭福祉関係者間で検討されているものとして、以下のものがあげられる；アンドリュウ・ターネル／スティヴ・エドワーズ『安全のサインを求めて 子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ』金剛出版、2004 年。また、次の文献も、医学モデルとは相反する、ソリューション・フォーカスト・アプローチを CPS（子どもを保護する機関）が虐待ケースに適用する場合について述べている；インスー・キム・バーグ／スーザン・ケリー『子ども虐待の解決 専門家のための援助と面接の技法』金剛出版、2004 年。また、日本子どもの虐待防止学会・学術集会では、ファミリー・グループ・カンファレンスの分科会も登場している（第 10 回学術集会）。いずれも、子どもの安全と家族援助を切り離さない方法論であるが、「これが適用できるケースは、児童相談所では問題にはならない」という児童福祉司の見解を、インフォーマルな場で何度か耳にしている。しかし、これら理論及び実践の持つ可能性は、家族保全研究ないし児童福祉司の専門性研究においては多大な魅力を持っており、今後の調査研究の視野に含まれるべきものと考えている。
- (38) 山野則子『児童虐待防止ネットワークを機能させる地域機関マネジメント実践モデルの研究—「サポート当事者化」プロセス—』、『社会福祉実践理論研究』第 13 号、pp. 13-24、2004 年。